

愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

告示

○漁業の免許の内容となる事項等 第474号 (水産課) 1

告 示

愛知県告示第474号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めた。

なお、漁場図は、愛知県農林水産部水産課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 9月27日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 公示番号
別表1及び別表2のとおり。
- 2 免許の内容となる事項(漁業種類、漁業の名称、漁場の位置及び区域)
別表1及び別表2のとおり。
- 3 漁業時期
1月1日から12月31日まで
- 4 免許予定日
平成26年1月1日
- 5 申請期間
平成25年10月15日から平成25年11月15日まで
- 6 関係地区又は地元地区
別表1及び別表2のとおり。
- 7 制限又は条件
 - (1) 共同漁業
内共第1号、内共第7号、内共第13号、内共第15号及び内共第18号については、人造湖を構築した目的を達するための必要な行為に対しては、これを拒んではならない。
 - (2) 区画漁業
農業生産に著しく支障を及ぼす行為をしてはならない。
- 8 存続期間
 - (1) 共同漁業
平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
 - (2) 区画漁業
平成26年1月1日から平成30年12月31日まで

別表1 共同漁業

公 示 番 号	漁業種類	漁業の名称	漁 場 の 区 域	関係地区					
内共 第1号	第5種共同漁業	あゆ漁業 (新豊根ダムを除く。)	北設楽郡豊根村、設楽町	大入川 (北設楽郡設楽町津具字中川原18-2、油戸川と古町川の合流点から下流の新豊根ダム合流点に至る間)	北設楽郡豊根村、設楽町津具				
	第5種共同漁業	あまご(あめのうお)漁業	(大入川、古町川、油戸川、	古町川 (北設楽郡設楽町津具字西山ノ神、本沢川と井口川との合流点から下流の大入川合流点に至る間)					
	第5種共同漁業	にじます漁業	五六上川、井口川、坂宇場川、横	油戸川 (北設楽郡設楽町津具字通沢1-1、通沢橋下流端から下流の大入川合流点に至る間)					
	第5種共同漁業	こい漁業	場川、横	五六上川 (北設楽郡設楽町津具字北向12-13、柿の本橋下流端から下流の大入川合流点に至る間)					
	第5種共同漁業	うなぎ漁業	平川、赤芝川、猪古里川、	井口川 (北設楽郡設楽町津具字名倉道、井口橋下流端から下流の古町川合流点に至る間)					
			奥山川、	坂宇場川 (北設楽郡豊根村坂宇場字御所平68、横平川と赤芝川との合流点から下流の大入川合流点に至る間)					
			間黒川、	横平川 (北設楽郡豊根村坂宇場字横平10、横平橋下流端から下流の坂宇場川合流点に至る間)					
			新豊根ダム)	赤芝川 (北設楽郡豊根村坂宇場字御所平70-49、岩茸川との合流点から下流の坂宇場川合流点に至る間)					
				猪古里川 (北設楽郡豊根村坂宇場字猪古里、猪古里橋下流端から下流の坂宇場川合流点に至る間)					
				茸ノ平川 (北設楽郡豊根村坂宇場字茸ノ平1-97、津具沢合流点から下流の坂宇場川合流点に至る間)					
				間当川 (北設楽郡豊根村上黒川字貝込35-7、宇連簡易水道低圧配水池下流30メートルの点から下流の坂宇場川合流点に至る間)					
				大沢川 (北設楽郡豊根村上黒川字花横1-3、踊場橋下流端から下流の大入川合流点に至る間)					
				小田川 (北設楽郡豊根村下黒川字浅草、桐沢合流点下流端から下流の新豊根ダム合流点に至る間)					
				古真立川 (北設楽郡豊根村三沢字平附1、舟ノ沢川と牧ノ嶋川との合流点から下流の新豊根ダム合流点に至る間)					
内共 第2号	第5種共同漁業	あまご(あめのうお)漁業	北設楽郡豊根村(漆島川)	漆島川 (北設楽郡豊根村富山字大沼44-2、大沼橋下流端から下流の字平沢、熊打橋下流端に至る間)	北設楽郡豊根村、設楽町津具				
	内共 第3号	第5種共同漁業	あまご(あめのうお)漁業	北設楽郡豊根村(井戸川)		井戸川 (北設楽郡豊根村富山字西又1、西又沢と東又沢との合流点から下流の字兎鹿平、井戸川橋下流端に至る間)	北設楽郡豊根村、設楽町津具		
		内共 第4号	第5種共同漁業	あゆ漁業		北設楽郡東栄町		大千瀬川 (北設楽郡東栄町大字振草字上粟代涛々山5、同道取水えん堤下流端から下流の愛知県と静岡県との県境に至る間)	北設楽郡東栄町
			第5種共同漁業	あまご(あめのうお)漁業		(大千瀬川、御殿川、鴨山川、		御殿川 (北設楽郡設楽町神田字向山6、すずかた橋下流端から下流の大千瀬川合流点に至る間)	
			第5種共同漁業	おいかわ(しらはえ)漁業		川、足込川、西園		鴨山川 (北設楽郡東栄町大字振草字古戸栗島、界川合流点から下流の大千瀬川合流点に至る間)	
			第5種共同漁業	うなぎ漁業		目川、東園目川、		足込川 (北設楽郡東栄町大字足込字右沢、大久名橋下流端から下流の大千瀬川合流点に至る間)	
						西園目川		西園目川 (北設楽郡東栄町大字西園目字沢上、一の瀬橋	

			大入川)	東藪目川 大入川	下流端から下流の大千瀬川合流点に至る間) (北設楽郡東栄町大字東藪目字向平、笹川合流点から下流の大千瀬川合流点に至る間) (北設楽郡東栄町大字東藪目字猪子井戸2-1、布滝沢合流点から下流の大千瀬川合流点に至る愛知県区域)	
内共 第5号	第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業	あゆ漁業 あまご(あめのうお)漁業 おいかわ(しらはえ)漁業 うなぎ漁業	北設楽郡東栄町(奈根川)	奈根川	(北設楽郡東栄町大字奈根字中在家、水道取水ダムえん堤下流端から下流の静岡県相川との合流点に至る愛知県区域)	北設楽郡東栄町
内共 第6号	第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 ふな漁業 おいかわ(しらはえ)漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 てながえび漁業(三上橋下流端から下流に限る。)	豊橋市、豊川市、新城市(豊川、神田川、間川、宇利川、野田川、大入川、宇連川、黄柳川)	豊川 神田川 間川 宇利川 野田川 大入川 宇連川 黄柳川	(新城市横川、中部電力長篠発電所えん堤下流端から下流の豊橋市吉田大橋上流端に至る間) (豊橋市嵩山町字岩本、長彦川合流点から下流の豊川合流点に至る間) (豊橋市石巻西川町、安川合流点から下流の豊川合流点に至る間) (新城市中宇利字高田、門前橋下流端から下流の豊川合流点に至る間) (新城市野田、野田橋下流端から下流の豊川合流点に至る間) (新城市吉川字中山、常盤橋下流端から下流の豊川合流点に至る間) (新城市大野、大野頭首工下流端から下流の豊川合流点に至る間) (新城市黄柳野字神矢田、多利野橋下流端から下流の宇連川合流点に至る間)	豊橋市、豊川市(平成20年1月14日における旧宝飯郡音羽町及び御津町の区域を除く。)、新城市(平成17年9月30日における旧南設楽郡鳳来町及び作手村の区域を除く。)、新城市上吉田、下吉田、乗本、長篠、玖老勢、門谷、海老、布里字小松、只持字小松、副川、大野、富栄、豊岡、井代、睦平、細川、富保、竹の輪、黄柳野
内共 第7号	第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業	あゆ漁業 あまご(あめのうお)漁業 こい漁業 ふな漁業 おいかわ(しらはえ)漁業 うなぎ漁業	新城市、北設楽郡設楽町(宇連川、鳳来湖、阿寺川、真立川、榎原川、大島川、大島ダム、亀沢川、黒沢川、砥石川、柄ノ木沢川)	基点第1号 基点第1-1号 基点第2号 基点第2-1号 宇連川及び鳳来湖 阿寺川 真立川 榎原川 大島川及び大島ダム 亀沢川	新城市池場字亀淵8、作業道亀淵団地線無名橋下の漁業権標柱(左岸) 新城市池場字亀淵8、作業道亀淵団地線無名橋下の漁業権標柱(右岸) 新城市川合字椎代1-2、国有林払下げ記念碑横漁業権標柱(左岸) 新城市川合字椎代1-2、国有林払下げ記念碑の柄ノ木沢川対岸漁業権標柱(右岸) (北設楽郡設楽町川合字長ゾレ5-1、丸天橋下流端から下流の新城市大野、大野頭首工上流端に至る間) (新城市下吉田、宮下橋下流端から下流の宇連川合流点に至る間) (新城市睦平、宮前橋下流端から下流の宇連川合流点に至る間) (新城市豊岡、榎原本谷川合流点から下流の宇連川合流点に至る間) (新城市七郷一色字西六田沢、夏明橋下流端から下流の宇連川合流点に至る間) (基点第1号と基点第1-1号を結んだ線から	新城市大野、富栄、豊岡、井代、睦平、細川、下吉田、能登瀬、名越、名号、七郷一色、川合、池場、北設楽郡設楽町川合字宇連

				黒沢川 砥石川 栃ノ木沢川	下流の宇連川合流点に至る間) (新城市七郷一色字黒沢137-1、黒沢橋下流端から下流の大島ダム合流点に至る間) (新城市川合字椎代1、川合第2号橋下流端から下流の鳳来湖合流点に至る間) (基点第2号と基点第2-1号を結んだ線から下流の鳳来湖合流点に至る間)	
内共第8号	第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業	あゆ漁業 あまご(あめのうお)漁業 こい漁業 ふな漁業 おいかわ(しらはえ)漁業 うなぎ漁業	新城市(豊川、音為川、海老川、谷川)	豊川 音為川 海老川 谷川	(新城市布里、中部電力布里発電所えん堤下流端から下流の新城市横川、中部電力長篠発電所えん堤上流端に至る間) (新城市門谷、分垂橋下流端から下流の豊川合流点に至る間) (新城市海老字奴田畑、稲目川合流点から下流の豊川合流点に至る間) (新城市海老、川売えん堤から下流の海老川合流点に至る間)	新城市有海、大海、出沢、横川、浅谷、須長、緑ヶ丘、長篠、玖老勢、門谷、海老、布理字小松、只持字小松、副川、富保
内共第9号	第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業	あゆ漁業 あまご(あめのうお)漁業 こい漁業 おいかわ(しらはえ)漁業 うなぎ漁業	新城市(豊川、巴川、中須曾川、宮川、和田川、野登木川、赤羽根川、弓木沢川、田代川、白石川、岩波川、木和田川、島田川[一級河川]、島田川[準用河川]、大血沢川、西栃沢川、東栃沢川、峯川)	基点第3号 基点第4号 基点第4-1号 基点第6号 基点第6-1号 ア 豊川 巴川 中須曾川 宮川 和田川 野登木川 赤羽根川 小林川 弓木沢川 田代川 白石川 岩波川 木和田川 島田川[一級河川] 島田川[準用河川] 大血沢川	新城市愛郷字奥林、大輪橋右岸下流端(右岸) 新城市作手保永字中山48-1、国道301号線と接する和田川下流端(左岸) 新城市作手保永字中山48-1、国道301号線と接する和田川下流端の対岸漁業権標柱(右岸) 新城市作手荒原字雁峰1-313、作鳳橋上流1,500メートルの漁業権標柱(左岸) 新城市作手荒原字雁峰1-313、作鳳橋上流1,500メートルの漁業権標柱(右岸) 基点第3号から133度の線と左岸との交点 (基点第3号とアを結んだ線から下流の新城市布里、中部電力布里発電所えん堤上流端に至る間) (新城市作手白鳥字小田前、相月川合流点から下流の豊川合流点に至る間) (新城市作手保永字布路60-1、国道301号線交差下流端から巴川合流点に至る間) (新城市作手保永、向山下橋下流端から下流の巴川合流点に至る間) (基点第4号と基点第4-1号を結んだ線から下流の巴川合流点に至る間) (新城市作手杉平字谷名ヶ入30、不動滝直下の上流端から下流の巴川合流点に至る間) (新城市作手高松字松バ沢3-1、無名橋下流端から下流の巴川合流点に至る間) (新城市作手高松字井ノ口3-3、市道交差下流端から下流の巴川合流点に至る間) (新城市作手高松字弓木沢30、治山えん堤下流端から下流の巴川合流点に至る間) (新城市作手田代字柳橋53-9、谷橋から下流の巴川合流点に至る間) (新城市塩瀬字山中1、山中橋下流端から下流の巴川合流点に至る間) (新城市作手岩波、前川橋下流端から下流の一級河川島田川に至る間) (新城市作手木和田字サギ1-2、木和田地区用水施設下流端から下流の一級河川島田川合流点に至る間) (新城市作手木和田字カナクソ、木和田川合流点から下流の巴川合流点に至る間) (新城市愛郷字柿平19、柿平橋下流端から下流の一級河川島田川合流点に至る間) (新城市一色字川原35、鳳来西小学校水道取水	新城市布里(字小松を除く。)、只持(字小松を除く。)、中島、連合、一色、塩瀬、愛郷、作手大和田、作手高松、作手杉平、作手保永、作手木和田、作手岩波、作手田代、作手白鳥、作手鴨ヶ谷、作手清岳、作手荒原

				西柘沢川 東柘沢川 峯川	えん堤下流端から下流の巴川合流点に至る間) (基点第6号と基点第6-1号を結んだ線から下流の東柘沢川合流点に至る間) (新城市作手荒原字雁峰1-9-1、三丈の滝直下の上流端から下流の巴川合流点に至る間) (新城市愛郷字鍵穴33-3、水野口橋下流端から下流の豊川合流点に至る間)	
内共第10号	第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業	あゆ漁業 あまご(あめのうお)漁業 にじます漁業 おいかわ(しらはえ)漁業 うなぎ漁業	北設楽郡設楽町、新城市(豊川、当貝津川、団子島川、栗島川、呼間川、野々瀬川、榎尾川、境川、タコウズ川、澄川、本谷川)	基点第3号 基点第7号 基点第7-1号 基点第8号 基点第8-1号 ア 豊川 当貝津川 団子島川 栗島川 呼間川 野々瀬川 榎尾川 境川 タコウズ川 澄川 本谷川	新城市愛郷字奥林、大輪橋右岸下流端(右岸) 北設楽郡設楽町田峯字段戸1-13、国有林と区有林の境界漁業権標柱(左岸) 北設楽郡設楽町田峯字段戸1-13、国有林と区有林の境界漁業権標柱(右岸) 北設楽郡設楽町東納庫字本谷口、国有林と民有林の境界漁業権標柱(左岸) 北設楽郡設楽町東納庫字本谷口、国有林と民有林の境界漁業権標柱(右岸) 基点第3号から133度の線と左岸との交点 (北設楽郡設楽町東納庫字スミ川口、澄川と本谷川の合流点から下流の基点第3号とアを結んだ線に至る間) (北設楽郡設楽町豊邦、藤立橋下流端から下流の豊川合流点に至る間) (基点第7号と第7-1号を結んだ線から下流の当貝津川合流点に至る間) (北設楽郡設楽町田峯字野平、バラゴ橋下流端から下流の当貝津川合流点に至る間) (北設楽郡設楽町松戸字キヒウ、キヒウ橋下流端から下流の豊川合流点に至る間) (北設楽郡設楽町清崎字野々瀬、塩津橋下流端から下流の豊川合流点に至る間) (北設楽郡設楽町榎尾、一の瀬橋下流端から下流の豊川合流点に至る間) (北設楽郡設楽町八橋字知生、大野橋下流端100メートル下流のえん堤下流端から下流の豊川合流点に至る間) (北設楽郡設楽町大野、大野山下、二又出合から下流の境川合流点に至る間) (北設楽郡設楽町東納庫字スミ川口、山ノ神橋下流端から豊川合流点に至る間) (基点第8号と基点第8-1号を結んだ線から下流の豊川合流点に至る間)	北設楽郡設楽町(津具、神田、平山、川合、西納庫、東納庫(字岩タケ、本谷口、スミ川口、岩クラを除く。)、川向字平畑、タラノ木、縄手下、下市バクチ、中市場口、上市バクチ、法花城を除く。)、新城市連合字ヨラキ、連合字南前、作手守義
内共第11号	第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業	あゆ漁業 あまご(あめのうお)漁業 にじます漁業 こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業	豊田市、北設楽郡設楽町(名倉川、入山川、黒田川、井山川、本洞川、市之瀬川)	名倉川 入山川 黒田川 井山川 本洞川 市之瀬川	(北設楽郡設楽町川向字市場口23-1、市場口橋から下流の矢作川合流点に至る間) (豊田市御所貝津町マノ、真野沢との合流点から下流の名倉川合流点に至る間) (北設楽郡設楽町西納庫字駒ヶ原、第9号橋下流端から下流の黒田湖を通り名倉川合流点に至る間) (豊田市稲武町横川入1-30、滝ヶ洞林道橋下流端から下流の名倉川合流点に至る間) (北設楽郡設楽町西納庫字ワゴ、横萩川との合流点から下流の名倉川合流点に至る間) (北設楽郡設楽町東納庫字敷下、不動滝から下流の名倉川合流点に至る間)	豊田市稲武町、中当町、夏焼町、野入町、大野瀬町、押山町、武節町、桑原町、御所貝津町、川手町、黒田町、小田木町、富永町、大多賀町、連谷町、明川町、平沢町、千田町、五反田町、上八木町、田津原町、坪崎町、日下部町、旭八幡町、余平町、小滝野町、

						牛地町明ヶ沢、前林、北設楽郡設楽町東納庫（字スミ川口、本谷口、岩タケ、岩クラを除く。）、西納庫、川向字平畑、タラノ木、縄手下、下市バクチ、中市場口、上市バクチ、法花城、田峯字裏谷、段戸
内共第12号	第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業	あゆ漁業 あまご（あめのうお）漁業 にじます漁業 こい漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業	豊田市（矢作川、大桑谷川、野入川、木地山川、土場川）	基点第9号 ア 矢作川 大桑谷川 野入川 木地山川 土場川	岐阜県恵那市上矢作町小田子字中屋地内の岐阜・愛知県境標識（右岸） 基点第9号から271度の線と矢作川左岸との交点 （豊田市大野瀬町タシロ、愛知県と長野県との県境から下流の基点第9号とアを結んだ線に至る間） （豊田市大野瀬町イタサワグチ25-6、大桑橋1号下流端から下流の矢作川合流点に至る間） （豊田市稲武町月ヶ平、2板橋から下流の矢作川合流点に至る間） （豊田市野入町木地山、木地山上橋下流端から下流の野入川合流点に至る間） （豊田市野入町川入1、基幹作業道蘭峠線交差下流端から下流の野入川合流点に至る間）	豊田市稲武町、中当町、夏焼町、野入町、大野瀬町、押山町、武節町、桑原町、御所貝津町、川手町、黒田町、小田木町、富永町、大多賀町、連谷町、明川町、平沢町、千田町、五反田町、上八木町、田津原町、坪崎町、日下部町、旭八幡町、余平町、小滝野町、牛地町明ヶ沢、前林、北設楽郡設楽町東納庫（字スミ川口、本谷口、岩タケ、岩クラを除く。）、西納庫、川向字平畑、タラノ木、縄手下、下市バクチ、中市場口、上市バクチ、法花城、田峯字裏谷、段戸
内共第13号	第5種共同漁業	あゆ漁業（矢作ダム湛水区域を	豊田市、北設楽郡設楽町	段戸川	（北設楽郡設楽町田峯字裏谷108、坂下橋下流端から下流の豊田市小滝野町、旭大橋上流端に至る間）	豊田市稲武町、中当町、夏焼町、野

	第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業	除く。)あまご(あめのうお)漁業 にじます漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業	(段戸川、小田木川)	小田木川	(北設楽郡設楽町田峯字段戸1、井戸沢2号橋から下流の段戸川合流点に至る間)	入町、大野瀬町、押山町、武節町、桑原町、御所貝津町、川手町、黒田町、小田木町、富永町、大多賀町、連谷町、明川町、平沢町、千田町、五反田町、上八木町、田津原町、坪崎町、日下部町、旭八幡町、余平町、小滝野町、牛地町明ヶ沢、前林、北設楽郡設楽町東納庫(字スミ川口、本谷口、岩タケ、岩クラを除く。)、西納庫、川向字平畑、タラノ木、縄手下、下市バクチ、中市場口、上市バクチ、法花城、田峯字裏谷、段戸
内共第14号	第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業	あゆ漁業 あまご(あめのうお)漁業 こい漁業 ふな漁業 おいかわ(しらほえ)漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業	岡崎市、豊田市(矢作川、籠川、御船川、飯野川、木瀬川、阿摺川、田代川、介木川、阿妻川)	矢作川 籠川 御船川 飯野川 犬伏川 木瀬川 阿摺川 田代川 介木川 阿妻川	(豊田市浅谷町土場、寿橋上流端から下流の岡崎市岩津町、天神橋上流端に至る間) (豊田市加納町、東橋下流端から下流の矢作川合流点に至る間) (豊田市西中山町、猿藤橋下流端から下流の矢作川合流点に至る間) (豊田市藤岡飯野町、飯野橋下流端から下流の矢作川合流点に至る間) (豊田市北篠平町、旧小原電燈発電所えん堤下流端から下流の矢作川合流点に至る間) (豊田市木瀬町、蔵戸橋下流端から下流の犬伏川合流点に至る間) (豊田市加塩町、加塩橋下流端から下流の矢作川合流点に至る間) (豊田市上仁木町、上仁木橋下流端から下流の矢作川合流点に至る間) (豊田市榎本町道下9、日下部川合流点から下流の矢作川合流点に至る間) (愛知県と岐阜県の県境から下流の矢作川合流点に至る間)	岡崎市岩津町、細川町、桑原町、豊田市(平成17年3月31日における旧東加茂郡足助町、下山村及び稲武町の区域を除く。)、豊田市月原町、東渡合町、御蔵町、実栗町、小町、大河原町、大蔵町、摺町、葛町、中立町、小手沢町、西檜尾町、上切山町、大塚町、柄ノ沢町、塩ノ沢町
内共	第5種共同漁業	あゆ漁業	豊田市、	基点第9号	岐阜県恵那市上矢作町小田子字中屋地内の岐阜・	豊田市(平

第15号	同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業	あまご(あめのうお)漁業 こい漁業 ふな漁業 おいかわ(しらはえ)漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業	岐阜県恵那市(矢作川及び矢作ダム、明智川、段戸川、上村川)	基点第10号 基点第11号 ア イ ウ エ オ 矢作川及び矢作ダム 明智川 段戸川 上村川 上記区域に直接流入する支派川を含む。	愛知県境標識(右岸) 岐阜県恵那市明智町横通乳曾洞小林444の1の1の3番地先の岐阜・愛知県境標識(右岸) 豊田市押山町地内国界橋の南西端基点 第9号から271度の線と矢作川左岸との交点 基点第10号から135度の線と明智川右岸との交点 イから70度の線と明智川左岸との交点 基点第11号から295度の線と上村川左岸との交点 基点第11号から293度50分の線と上村川右岸との交点 (基点第9号とアを結ぶ線から下流の豊田市浅谷町土場地内の寿橋上流端に至る間) (イとウを結ぶ線から下流の矢作川合流点に至る間) (豊田市小滝野町地内の旭大橋の上流端から下流の矢作川合流点に至る間) (エとオを結ぶ線から下流の矢作川合流点に至る間)	成17年3月31日における旧東加茂郡旭町及び稲武町の区域に限る。)、岐阜県恵那市明智町、串原、上矢作町
内共第16号	第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業	あゆ漁業 あまご(あめのうお)漁業 にじます漁業 こい漁業 ふな漁業 おいかわ(しらはえ)漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業	豊田市、岡崎市(巴川、滝川、仁王川、菅生川、郡界川、足助川、怒田沢川、野原川、宇連野川、大桑川)	巴川 滝川 仁王川 菅生川 郡界川 足助川 怒田沢川 神越川 金蔵連川 田尻川 大見川 野原川 宇連野川 大桑川	(豊田市羽布町、羽布ダムえん堤下流端から下流の矢作川合流点に至る間) (豊田市林添町井ノ向、宮下橋下流端から下流の巴川合流点に至る間) (豊田市坂上町日向、日明橋下流端から下流の巴川合流点に至る間) (豊田市ニタ宮町横畑、かみだ橋下流端から下流の足助川合流点に至る間) (豊田市花沢町、花山橋下流端から下流の巴川合流点に至る間) (豊田市上八木町百々、百々橋下流端から下流の巴川合流点に至る間) (豊田市怒田沢町、なしのたいら橋下流端から下流の足助川合流点に至る間) (豊田市御内町、金蔵連川と田尻川との合流点から下流の巴川合流点に至る間) (豊田市御内町、奥山橋下流端から下流の神越川合流点に至る間) (豊田市御内町、日の出橋下流端から下流の神越川合流点に至る間) (豊田市東大林町、滝尻橋下流端から下流の神越川合流点に至る間) (豊田市阿蔵町、石原橋下流端から下流の巴川合流点に至る間) (豊田市宇連野町、嬉野橋下流端から下流の野原川合流点に至る間) (豊田市黒坂町、郡界橋下流端から下流の巴川合流点に至る間)	豊田市(平成17年3月31日における旧東加茂郡足助町及び下山村の区域に限る。)、豊田市幸海町、穂穂台、穂穂積町、松平志賀町、岩倉町、巴町、九久平町、鶴ヶ瀬町、中垣内町、桂野町、加茂川町、滝脇町、長沢町、林添町、大内町、鍋田町、王滝町、豊松町、坂上町、松平町、古瀬間町、志賀町、喜多町、昭和町、若宮町、平芝町、岡崎市岩津町、鴨田町、井田町、伊賀町、能見町、本町通、康生町、明大寺町、伝馬通、新城市作手善夫、作手田原
内共第17号	第5種共同漁業	あゆ漁業 あまご(あめ)	新城市(巴川)	巴川	(新城市作手田原字朴木橋33-4、界橋下流端から下流の作手黒瀬字浦山、恵帽子橋下流端に	豊田市(平成17年3月

	第5種共同漁業 第5種共同漁業	のうお) 漁業 おいかわ(しらはえ) 漁業		至る間)		31日における旧東加茂郡足助町及び下山村の区域に限る。)、豊田市幸海町、幸穂台、穂積町、松平志賀町、岩倉町、巴町、九久平町、鶴ヶ瀬町、中垣内町、桂野町、加茂川町、滝脇町、長沢町、林添町、大内町、鍋田町、王滝町、石楠町、豊松町、坂上町、松平町、古瀬間町、志賀町、喜多町、昭和町、若宮町、平芝町、岡崎市岩津町、鴨田町、井田町、伊賀町、能見町、本町通、康生町、明大寺町、伝馬通、新城市作手善夫、作手田原
内共第18号	第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業	にじます漁業 こい漁業 ふな漁業 おいかわ(しらはえ) 漁業 うぐい漁業	豊田市、新城市(三河湖(巴川)、根山川)	三河湖(巴川) 根山川	(新城市作手黒瀬字浦山、恵帽子橋下流端から下流の豊田市羽布町、羽布ダムえん堤上流端に至る間) (豊田市羽布町鬼ノ平1-183、根池ノ沢との合流点から下流の三河湖合流点に至る間)	豊田市羽布町
内共第19号	第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 ふな漁業 おいかわ(しらはえ) 漁業 うなぎ漁業	岡崎市(乙川)	基点第12号 基点第13号 ア イ 乙川	岡崎市生平町、通称坊主岩頂(左岸) 岡崎市六名町今御堂、占部用水取水口西端(右岸) 基点第12号から338度50分の線と右岸との交点 基点第13号から143度50分の線と左岸との交点 (基点第12号とアを結んだ線から下流の基点第13号とイを結んだ線に至る間)	岡崎市(平成17年12月31日における旧額田郡額田町の区域を除く。)
内共第20号	第5種共同漁業 第5種共同漁業	あゆ漁業 あまご(あ	岡崎市(乙川、大高味	基点第12号 ア 乙川	岡崎市生平町、通称坊主岩頂(左岸) 基点第12号から338度50分の線と右岸との交点 (岡崎市千万町町字郷家、前田橋下流端から下	岡崎市須淵町、岩戸町、才栗町、茅

	同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業	めのうお) 漁業 こい漁業 ふな漁業 おいかわ(しらはえ) 漁業 うなぎ漁業	川、大法川、男川、青木川、夏山川、鹿勝川、鳥川、乙女川、河原川、雨山川、庄野川、田原坂川、保久川、毛呂川)	大高味川 大法川 男川 青木川 夏山川 鹿勝川 鳥川 乙女川 河原川 雨山川 庄野川 田原坂川 保久川 毛呂川	流の基点第12号とアを結んだ線に至る間) (岡崎市南大須町、宮本橋下流端から下流の乙川合流点に至る間) (岡崎市井沢町、横根橋下流端から下流の乙川合流点に至る間) (岡崎市石原町字闇苅、一膳飯休憩所前の橋下流端から下流の乙川合流点に至る間) (岡崎市大幡町、前川との合流点から下流の男川合流点に至る間) (岡崎市夏山町、八幡橋下流端から下流の男川合流点に至る間) (岡崎市牧平町、平芝橋下流端から下流の男川合流点に至る間) (岡崎市鳥川町、宮前橋下流端から下流の男川合流点に至る間) (岡崎市大代町、西側橋下流端から下流の男川合流点に至る間) (岡崎市東河原町字田貝津、田貝津橋下流端から下流の乙女川合流点に至る間) (岡崎市雨山町、栗田橋下流端から下流の乙女川合流点に至る間) (岡崎市宮崎町、庄野川えん堤下流端から下流の男川合流点に至る間) (岡崎市石原町、上辻橋下流端から下流の男川合流点に至る間) (岡崎市中伊町字白沢、中橋下流端から下流の乙川合流点に至る間) (岡崎市毛呂町字仲田、仲田橋下流端から下流の乙川合流点に至る間)	原沢町、生平町、秦梨町、蓬生町、古部町、切越町、切山町、小久田町、井沢町、桜形町、鍛埜町、南大須町、大高味町、毛呂町、宮崎町、木下町、千万町、石原町、明見町、中金町、東河原町、雨山町、大代町、桜井寺町、下衣文町、檜山町、牧平町、鹿勝川町、細光町、鳥川町、滝尻町、片寄町、淡瀬町、夏山町、中伊町、中伊西町、保久町、富尾町、外山町、一色町
内共第21号	第5種共同漁業 第5種共同漁業 第5種共同漁業	こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業	碧南市、安城市(油ヶ淵、高浜川、新川、半場川)	基点第14号 基点第15号 油ヶ淵 高浜川 新川 半場川	碧南市湖西町5丁目129基標 安城市東端町神子塚87-1基標 (基点第14号と基点第15号を結ぶ線と平行に南へ50メートル移動した線から南の油ヶ淵の区域) (油ヶ淵との合流点から下流の碧南市丸山町2丁目、坂上橋上流端に至る間) (油ヶ淵との合流点から下流の碧南市新道町1丁目105、水門上流端に至る間) (安城市根崎町壱町掛、内浜橋下流端から下流の油ヶ淵合流点に至る間)	碧南市、安城市
内共第22号	第5種共同漁業	ふな漁業	愛西市(鶴戸川)	鶴戸川	(愛西市早尾町立切、鶴戸川橋下流端から下流の森川町、立田輪中逆水止樋門上流端に至る間)	愛西市石田町、宮地町、早尾町、下一色町、四会町、新右エ門新田町、戸倉町、葛木町、後江町、三和町、小茂井町、山路町、森川町、立田町、福原新田町、雀ヶ森町
内共第23号	第5種共同漁業 第5種共同漁業	あゆ漁業 あまご(かわます) 漁業	稲沢市、一宮市、江南市、丹羽郡扶桑町、犬	基点第16号 ア 木曾川	岐阜県可児市大脇4803番地の北東端 基点第16号から68度40分の線と可児川右岸との交点 (岐阜県可児市川合字西野と岐阜県美濃加茂市川合町1丁目に架かる今渡えん堤下流端から下	稲沢市(平成17年3月31日における旧中島郡祖父江町の

第5種共同漁業	こい漁業	山市、愛西市、岐阜県羽島市、羽島郡笠松町、岐南町、各務原市、加茂郡坂祝町、美濃加茂市、可児市（木曾川、可児川、北派川、新境川、南派川、大安寺川、追間川、加茂川、寿後川）	流の岐阜県海津市海津町大和田と愛西市給父町に架かる東海大橋の上流端に至る間） （基点第16号とアを結ぶ線から下流の木曾川合流点に至る間）	区域に限る。）、一宮市、江南市、丹羽郡扶桑町、大口町、犬山市、愛西市（平成17年3月31日における旧海部郡八開村の区域に限る。）、岐阜県羽島市、羽島郡笠松町、岐南町、各務原市、加茂郡坂祝町、美濃加茂市、可児市（平成17年4月30日における旧可児郡兼山町の区域を除く。）
第5種共同漁業	ふな漁業	可児川		
第5種共同漁業	おいかわ（しらはえ）漁業	北派川、新境川、南派川、大安寺川、追間川、加茂川、寿後川	上記区域に直接流入する支派川を含む。	
第5種共同漁業	うぐい漁業			
第5種共同漁業	うなぎ漁業			

別表2 区画漁業

公 示 番 号	漁業種類	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	地元地区
内区第1号	第1種区画漁業	こい小割式養殖業	海部郡飛島村、弥富市	筏川及び弥富市地内立田悪水路（立田悪水路の弥富市と愛西市の境界線から下流の飛島村大字新政成、筏川樋門上流端まで）	海部郡飛島村、弥富市
	第2種区画漁業	ぼら養殖業	弥富市		
	第2種区画漁業	こい養殖業			
	第2種区画漁業	ふな養殖業			
	第2種区画漁業	すずき（せいご）養殖業			
内区第2号	第2種区画漁業	ぼら養殖業	弥富市	海屋川（弥富市海屋一丁目215から海屋二丁目15まで）	弥富市
	第2種区画漁業	こい養殖業			
	第2種区画漁業	ふな養殖業			
	第2種区画漁業	うなぎ養殖業			
内区第3号	第2種区画漁業	ふな養殖業	海部郡蟹江町、愛西市、弥富市	善太川（愛西市大井町、愛西市市道3093号線海用橋下流端から蟹江町大字新千秋、善太第3排水機场上流端まで）	海部郡蟹江町、愛西市、弥富市
	第2種区画漁業	もろこ養殖業			
内区第4号	第1種区画漁業	こい小割式養殖業	海部郡蟹江町、津島市	佐屋川（海部郡蟹江町北新田一丁目地内旧水門下流端から大字蟹江新田字吉左エ門裏、蟹江大濰排水機场上流端まで）	海部郡蟹江町、津島市
	第1種区画漁業	ふな小割式養殖業			
	第2種区画漁業	ぼら養殖業			
	第2種区画漁業	こい養殖業			
	第2種区画漁業	ふな養殖業			
内区第5号	第2種区画漁業	ぼら養殖業	西尾市中根町	中根新田地内水路（西尾市中根町五ノ割東66-1から一の割東128までの水路）	西尾市

	第2種区画漁業	すずき(せいご)養殖業			
	第2種区画漁業	くろだい養殖業			
内区第6号	第1種区画漁業	うなぎ小割式養殖業	碧南市、安城市	基点第14号 碧南市湖西町5丁目129基標 基点第15号 安城市東端町神子塚87-1基標 油ヶ淵 (基点第14号と基点第15号を結ぶ線と平行に南へ100メートル移動した線から南の油ヶ淵の区域のうち護岸法先から30メートル以内の水面を除く。)	碧南市、安城市

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次 告示

○身体障害者福祉法による医師の指定	第434号	(障害福祉課)	2
○身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	第435号	(同)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定	第436号	(同)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の名称変更	第437号	(同)	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地変更	第438号	(同)	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退	第439号	(同)	4
○救急病院の申出の撤回	第440号	(医務課)	4
○救急病院の認定	第441号	(同)	5
○漁業の免許の内容となる事項等	第442号	(水産課)	5
○都市計画道路事業の認可 (名古屋都市計画道路事業7・6・602号廻間花水木線)	第443号	(都市整備課)	5
○都市計画道路事業の認可 (名古屋都市計画道路事業7・6・603号西市場廻間線)	第444号	(同)	6
○道路の区域の変更	第445号	(道路維持課)	6
○道路整備特別措置法による道路の区域の変更	第446号	(同)	6
○電線共同溝を整備すべき道路の指定	第447号	(同)	7
病院事業庁告示			
○県立病院における使用料の細目料金の一部改正	第8号	(経営課)	7
教育委員会告示			
○博物館に相当する施設の指定	第5号	(生涯学習課)	8
公 告			
○愛知芸術文化センター芸術文化情報システム運用オペレータ業務に関する一般競争入札の実施		(文化芸術課)	8
○大規模小売店舗の変更の届出		(商業流通課)	9
○あいち産業科学技術総合センターで使用する電気に関する一般競争入札の実施		(産業科学技術課)	10
○土地改良事業計画書の縦覧		(農地計画課)	12
○森林法第189条の規定による掲示		(森林保全課)	12
○建設業者の許可の取消し		(建設業不動産課)	13
○基本測量の実施		(用地課)	15
○公共測量の実施		(同)	15
○都市計画地区計画等の関係図書の縦覧		(都市計画課)	15
○都市計画用途地域等の関係図書の縦覧		(同)	16
○土地区画整理組合の定款の変更認可 (下山土地区画整理組合)		(都市整備課)	17
○開発行為の許可に基づく工事完了		(建築指導課)	18

愛知県告示第441号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、次のように救急病院を認定した。

平成30年 9月28日

愛知県知事 大村 秀章

名 称	所 在 地	認 定 年月日	認 定 有効期限
医療法人三恵会服部病院	名古屋市熱田区沢上1-3-20	平成 30.10.1	平成 33.9.30
名古屋西病院	名古屋市中川区荒子2-40	同 10.1	同 9.30
医療法人瑞頌会尾張温泉かにえ病院	海部郡蟹江町大字西之森字長瀬下65-14	同 6.11	同 6.10

愛知県告示第442号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めた。

なお、漁場図は、愛知県農林水産部水産課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年 9月28日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 公示番号
別表のとおり。
- 2 免許の内容となる事項（漁業種類、漁業の名称、漁場の位置及び区域）
別表のとおり。
- 3 漁業時期
1月1日から12月31日まで
- 4 免許予定日
平成31年 1月1日
- 5 申請期間
平成30年10月1日から平成30年10月31日まで
- 6 地元地区
別表のとおり。
- 7 制限又は条件
農業生産に著しく支障を及ぼす行為をしてはならない。
- 8 存続期間
平成31年 1月1日から平成35年12月31日まで

別表 区画漁業

公 示 番 号	漁業種類	漁業の名称	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域	地元地区
内区 第1号	第2種区 画漁業	ふな養殖業	海部郡蟹 江町、愛 西市、弥 富市	善太川 (愛西市大井町、愛西市市道3093号線海用橋下 流端から海部郡蟹江町大字新千秋、善太第3排 水機場上流端まで)	海部郡蟹江 町、愛西市、 弥富市
内区 第2号	第1種区 画漁業 第2種区 画漁業 第2種区 画漁業 第2種区 画漁業	ふな小割式 養殖業 ぼら養殖業 こい養殖業 ふな養殖業	海部郡蟹 江町、津 島市	佐屋川 (海部郡蟹江町北新田一丁目地内旧水門下流端 から大字蟹江新田字吉左エ門裏、蟹江大濤排水 機場上流端まで)	海部郡蟹江 町、津島市

愛知県告示第443号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を次のように認可した。

平成30年 9月28日

愛知県知事 大村 秀章

施 行 者 の 名 称	都市計画事業の種類及び名称	事 業 施 行 期 間	事 業 地	図 書 の 縦 覧 場 所
清須市	名古屋都市計画道路事業7・ 6・602号廻間花木水線	平成30年 9月28日から 平成36年 3月31日まで	収用の部分 清須市花木一丁目及び花木 二丁目並びに廻間一丁目地内	清須市役所